

自動車整備関係法令と解説 平成30年度版 正誤表

(平成30年6月1日)

頁	正	誤
633頁	<p>8-12-1 性能要件(視認等による審査) (3) ①(1)に掲げる装置のうち手動により操作するものは次に掲げる基準に適合しなければならない。 ア 表1の識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示欄に掲げる識別表示を用いること。 <u>イ 表1の識別対象装置欄に掲げる装置(同表の照明欄が「要」となっているものに限る。)は、車幅灯が点灯した場合に当該装置の識別表示も点灯すること。ただし、かじ取装置に備える操作装置その他の操作装置にあっては、この限りでない。</u></p> <p>②(1)に掲げる装置(手動により操作するものを除く。)は、<u>(2)の基準に</u>適合すること。</p> <p>③表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、<u>次の基準に</u>適合すること。</p>	<p>8-12-1 性能要件(視認等による審査) (3) ①(1)に掲げる装置のうち手動により操作するものは次に掲げる基準に適合しなければならない。 ア 表1の識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示欄に掲げる識別表示を用いること。</p> <p>②(1)に掲げる装置(手動により操作するものを除く。)は、(2)①から⑤までの基準に適合すること。</p> <p>③表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、次のアからクまでの基準に適合すること。</p>
1174頁	<p>2 記載方法 (3)交付番号欄には、指定整備事業者における適合証の交付順による暦年又は年度ごとで、別紙2の1(1)と重複しない一連番号を記載すること。</p>	<p>2 記載方法 (3)交付番号欄には、指定整備事業者における適合証の交付順による暦年又は年度ごとで、別紙2の1(2)と重複しない一連番号を記載すること。</p>